

改正後の補助人の解任事由及び報酬

令和8年7月
法務省民事局

1 解任事由の新設

2 報酬の考慮要素の明確化

2. 本人の自己決定の更なる尊重を図ること

- 本人にとって適任の者を選任するため成年後見人等の選任時に本人の意見の尊重を更に図るべき

※ 現行法は考慮要素の最後に本人の意見を規定

- 家庭裁判所が補助人の選任時に考慮すべき要素の冒頭に「本人の意見」を規定

【民法876条の2】（新旧p32-33）

→「本人の意見」が重要な考慮要素であることを明確化

- 成年後見人等の交代が困難であり、本人がニーズに合った保護を受けることができない

※ 解任事由が成年後見人等の不正な行為（横領等）や著しい不行跡などの成年後見人側の事情に着目した事由のみ

- 解任事由に「本人の利益のために特に必要があるとき」を追加

【民法876条の5】（新旧p34-35）

→補助人に不正な行為（例えば横領等）がない場合であっても、例えば、補助人が本人と面談を行わないなどによって本人が適切な保護を受けることができないときなど、解任（交代）可能

- 成年後見人等が本人の意向を十分に把握することなく、本人の意向に沿わない事務が行われることにより本人の自己決定が尊重されない場合がある

- 補助人がその職務を遂行する際に、本人に情報を提供し、本人から話を聴く等の適切な方法により、本人の意向を把握するようにしなければならないことを明確化

【民法876条の11】（新旧p38）

3. 報酬の予測可能性を高めること

- 成年後見人等の報酬の予測可能性を高めるべき

※ 現行法は本人及び成年後見人等の資力以外の考慮要素が明記されていない

- 家庭裁判所が報酬を決定する際、補助人が行った事務の内容等が報酬の考慮要素であることを規定上明確化

【民法876条の19】（新旧p42）

※ 予測可能性を確保するために報酬請求が認容された事案の実績が公表されることを予定

1. 解任事由の新設①

- 改正後の補助の制度においては、解任事由として、「本人の利益のために特に必要があるとき」を新設している。

(参考) 第二期成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度については、(中略) 本人が必要とする身上保護や意思決定支援の内容やその変化に応じ後見人等を円滑に交代できるようにすべきといった制度改正の方向性に関する指摘(中略)との指摘などがされている。

国は、(中略) こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

※ 現行の解任事由

不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるとき

1. 解任事由の新設②

○ 「本人の利益のために特に必要があるとき」の具体例

例えば、

- ・ 補助人が財産管理は行っているものの本人に面会しなかったり、本人の家族などの本人を支援するチームと連絡を取らなかったりした結果、本人や関係者と適切な関係を構築することができていない事案
- ・ 補助人が、本人の意向に反し、かつ、何ら合理的な理由なく、本人を、その支援する家族や社会福祉関係者等から引き離すような施設への入所契約を締結した事案

などが想定される。

(令和8年6月16日参議院法務委員会質疑内容等参照)

2. 本人の自己決定の更なる尊重を図ること

- 本人にとって適任の者を選任するため成年後見人等の選任時に本人の意見の尊重を更に図るべき

※ 現行法は考慮要素の最後に本人の意見を規定

- 成年後見人等の交代が困難であり、本人がニーズに合った保護を受けることができない

※ 解任事由が成年後見人等の不正な行為（横領等）や著しい不行跡などの成年後見人側の事情に着目した事由のみ

- 成年後見人等が本人の意向を十分に把握することなく、本人の意向に沿わない事務が行われることにより本人の自己決定が尊重されない場合がある

- 家庭裁判所が補助人の選任時に考慮すべき要素の冒頭に「本人の意見」を規定

【民法876条の2】（新旧p32-33）

→「本人の意見」が重要な考慮要素であることを明確化

- 解任事由に「本人の利益のために特に必要があるとき」を追加

【民法876条の5】（新旧p34-35）

→補助人に不正な行為（例えば横領等）がない場合であっても、例えば、補助人が本人と面談を行わないなどによって本人が適切な保護を受けることができないときなど、解任（交代）可能

- 補助人がその職務を遂行する際に、本人に情報を提供し、本人から話を聴く等の適切な方法により、本人の意向を把握するようにしなければならないことを明確化

【民法876条の11】（新旧p38）

3. 報酬の予測可能性を高めること

- 成年後見人等の報酬の予測可能性を高めるべき

※ 現行法は本人及び成年後見人等の資力以外の考慮要素が明記されていない

- 家庭裁判所が報酬を決定する際、補助人が行った事務の内容等が報酬の考慮要素であることを規定上明確化

【民法876条の19】（新旧p42）

※ 予測可能性を確保するために報酬請求が認容された事案の実績が公表されることを予定

2. 報酬の考慮要素の明確化

- 改正後の補助の制度においては、報酬を算定する際の考慮要素として、「補助の事務の内容」を規定している。
- 補助の事務の内容は、現在の実務でも、「その他の事情」として考慮されていたものの、報酬を算定するに当たっては、補助人が行った事務の内容をより重視すべきであると考えられることによる。

(令和8年5月20日衆議院法務委員会質疑内容等参照)

現状・課題及び論点

現状・課題

- 民法等改正法では、本人のニーズに合った保護を受けることを可能とする観点から、「本人の利益のために特に必要があるとき」に補助人を解任することができることとしている。
- 新たな解任事由を設けた趣旨を踏まえて、補助人による補助の事務が行われる必要がある。

論点

- 新たな解任事由を設けた趣旨に沿った運用がされることに向けて、新たな解任事由に該当するものとして想定される典型例の周知等を行うことを含め、どのような対応が求められるか。